



(日本語仮訳)

イクレイ (ICLEI) 持続可能性をめざす自治体協議会

1990 年

International Council for Local Environmental Initiatives
(国際環境自治体協議会) として発足

イクレイ憲章

2021 年改訂版

2021 年 4 月 12 日、イクレイ議会の総意により承認

第1条 名称、所在地、責務	4
1.1 - 名称	4
1.2 - 所在地	4
1.3 - 使命	4
1.4 - 全体責務	4
1.5 - 活動責務	4
1.6 - 代表としての責務	5
1.7 - 行動原則	5
第2条 イクレイとその会員	6
2.1 - 定義	6
2.2 - 会員資格	7
2.3 - 入会	7
2.4 - 会員資格の失効	7
2.5 - 会員の義務	7
2.6 - 会員に提供される機会	7
第3条 議会	7
3.1 - 議会の責務及び権限	7
3.2 - 議会の構成と任期	8
3.3 - 議会の会合	8
3.4 - 手続き	8
第4条 理事会	8
4.1 - 理事会	8
4.2 - 地域理事会	8
4.3 - 世界理事会	9
4.4 - 地域理事及び世界理事の資格	9
4.5 - 地域代表	10
4.6 - 任期	10
4.7 - 空席	10
4.8 - 会長、第一副会長、副会長	10
4.9 - 会合と意思決定	10

4.10 - 運営委員会	10
4.11 - 理事会	10
第5条 特別組織	11
5.1 - 組織の創設	11
5.2 - 活動の枠組み	11
第6条 パートナー組織（協力機関）	11
6.1 パートナー組織（協力機関）	11
第7条 世界事務局長	11
7.1 - 任命	11
7.2 - 世界事務局長の権限	11
7.3 - 事務所	12
7.4 法人格	12
第8条 法的条項	12
8.1 - 債務と法的責任	12
8.2 - 解散と清算	12

憲章

本憲章は、イクレイの基本規定である。

第1条 名称、所在地、責務

1.1 名称

イクレイ（ICLEI）ー持続可能性をめざす自治体協議会（以下、『Association（協会）』という。なお、日本語訳ではイクレイとしている。）は、1990年、自治体の国際的連合組織として設立された。設立から2003年12月31日まで、組織名称は「国際環境自治体協議会（ICLEI）」であった。

1.2 所在地

イクレイの所在地は、国際本部（世界事務局）の所在地とする。

1.3 使命

イクレイの使命は、地域活動の積み重ねを通じ、特に環境条件に焦点を置きつつ、目に見える形で地球規模での持続可能性を達成するために自治体の世界的運動を築き、取り組むことである。

1.4 全体的責務

イクレイは、地域を管轄する行政組織（地方及び地域の政府、行政担当当局）及び国際的、地域的、国内的、準国内規模の自治体協会が積極的に活動する会員組織を築く。

1.5 活動責務

会員を支援するためにイクレイは以下のことを行う。

- (a) 地域、地球規模の重要な特定優先問題解決のために、地域レベルでの取り組みを支援する。
- (b) 地域能力、専門的知見の向上、強化を支援する。
- (c) 自治体間、特に、途上国と先進国の自治体間のネットワークづくりや経験交換を支援する。
- (d) 持続可能性を目指す地域イニシアチブの研究、開発、試行、実践を行うために、自治体やパートナー組織と協力する。
- (e) 地方レベルの持続可能な開発、環境政策やプログラムのために、情報伝達機関及び研修センターとしての役割を果たす。
- (f) 地域レベルの持続可能な開発、環境政策やプログラムの実施を支援するために、専門支援サービスやアドバイスを提供する。

- (g) 地域活動の影響を評価し、報告する。
 - (h) 環境に関する知識を深め、適切な環境技術を開発し、情報交換を行うために、民間企業や研究機関と協力する。
 - (i) 持続可能な開発と環境政策の創造と実行の担い手としての自治体の役割を推進する。
 - (j) 自治体の重要な政策決定権を持つ機関への支援、また自治体に十分な資源を与えるキャンペーンを行う。
 - (k) イクレイの目的を実現させるための資金を調達し、配分する。
-

1.6 代表としての責務

イクレイは、各国政府、国際機関・組織、多国間組織に対し、地域レベルの持続可能な開発と環境保護活動への理解を深め、支援強化を呼びかけることにより、イクレイ会員及び事業参加団体の国際的代弁者として活動する。このようなアドボカシー活動を通じ、イクレイは、政府内での様々な部署間で、持続可能な開発と環境保護に取り組む責任とそのための資源の効果的配分が達成されるように働きかける。

1.7 行動原則

イクレイは、地域活動の指針として、以下の地球憲章原則を推進し、各会員が採択することを望む。

- (1) 地球と多様性に富んだすべての生命を尊重しましょう。
- (2) 理解と思いやり、愛情の念をもって、生命共同体を大切にしましょう。
- (3) 公正で、直接参加ができ、かつ持続可能で平和な民主社会を築きましょう。
- (4) 地球の豊かさと美しさを、現在と未来の世代のために確保しましょう。
- (5) 生物の多様性と、生命を維持させる自然のプロセスに対して、特別な配慮を払いつつ、地球生態系全体を保護し回復させましょう。
- (6) 生態系保護の最善策として、環境への害を未然に防ぎ、十分な知識がない場合には慎重な方法をとしましょう。
- (7) 生産、消費、再生産については、地球の再生能力を傷つけず、人権や公共の福祉を保護するような方法を採用しましょう。
- (8) 生態系の持続可能性に関する研究を進め、既存の知識を自由に交換し、幅広く応用しましょう。
- (9) 倫理的、社会的、環境的要請として、貧困の根絶に取り組みましょう。
- (10) 経済活動やその制度は、あらゆるレベルで公平かつ持続可能な形で人類の発展を促進するものとしましょう。
- (11) 男女間の平等と公平は、持続可能な開発にとって必須なものであることを確認し、教育、健康管理、経済的機会を誰もが享受できるようにしましょう。

- (12) すべての人が自らの尊厳、健康、幸福を支えてくれる自然環境や社会環境を持つ権利を差別無く認め、特に先住民族や少数民族の権利を配慮しましょう。
- (13) 民主的な制度と手続きをあらゆるレベルにおいて強化し、統治における透明性と説明責任、意思決定へのすべての人の参加を確保し、裁判を利用できるようにしましょう。
- (14) すべての人が享受できる公教育や生涯学習の中に持続可能な生活様式に必要な知識、価値観、技術を取り入れましょう。
- (15) すべての生き物を大切にし、思いやりをもって接しましょう。
- (16) 寛容、非暴力、平和の文化を推進しましょう。

イクレイは、持続可能な開発及び環境分野での取り組みの到達度を測る枠組みをつくり、これを会員が利用することを奨励する。

第2条 イクレイとその会員

2.1 定義

“イクレイ”

イクレイは、全会員によって構成され、議会、世界理事会及び地域理事会によって運営される。

“会員”

イクレイ会員は、2.2 項に規定されるように、地域を管轄する行政権を持つ公的機関である。

“議会”

議会は、代表民主制によりイクレイ会員を代表する。議会は、イクレイの最高意思決定機関及び監督機関である。議会については第3条で規定する。

“地域理事会”

地域理事会は、内規（By-Laws）で規定されているように、その地域の代表であり、また当該地域のイクレイ会員の意思決定機関である。地域理事会については、4.2 項で規定する。

“世界理事会”

世界理事会は、世界レベルのイクレイ会員の代表である。世界理事会については4.3 項で規定する。

“イクレイ理事会”

イクレイ理事会は、イクレイ世界事務局が所在するドイツの法律に従い、ICLEI Bonn e.V. (eingetragener Verein) 理事会、すなわち ICLEI Bonn 登録協会の理事会である。以降、イクレイ理事会は、イクレイ世界事務局とその運営を法的に監督する理事会を意味し、規約ではイクレイ理事会と呼ばれている。

“コミュニティ”

コミュニティとは、ある特徴や目的を共有するイクレイ会員のグループである。

“失効”

失効とは、イクレイ世界事務局及びイクレイ地域事務所との業務、サービス及び管理上の関係の全停止である。

2.2 会員資格

イクレイ会員は、各国で定義される、地域を管轄する行政組織（地方・地域の政府及び機関）、ならびにそれら地域政府・機関の国際・地域・国家・準国家団体とし、憲章に定めるイクレイの使命、責務、行動原則を支持するものとする。これが疑わしい場合には、その国における政府あるいは機関の種類から、世界理事会がその会員資格を判断する。

2.3 入会

入会に際しては、申請書を提出し、これによって憲章を明確に受け入れ、年会費が支払われなければならない。世界理事会は申請を審査し、内規に明記された基準に従い、これを承認または拒否する。イクレイが文書にて入会承認を通知し、第一回年会費(12 カ月分)が支払われると、正式に会員資格が発効する。

2.4 会員資格の失効

会員は文書にてイクレイに通知することで、退会することができる。また、会員が会員として求められる条件を満たさなくなった場合、イクレイはこの会員を退会させることができる。会員資格は、支払われた年会費の該当期間を過ぎると失効する。

2.5 会員の義務

会員は年会費を支払うものとする。会費の仕組みと手続きについては内規で規定する。その他の会員の義務についても内規で規定する。

2.6 会員に提供される機会

2.6.1 イクレイは、会員の能力向上のために、ネットワーク形成、会員間の相互協力、イノベーション、事業への参加の機会を提供する。

2.6.2 イクレイは、会員及び（もしくは）会員の行政指導者、政策立案者、その他代表者のコミュニティを編成し、手助けする。

第3条 議会

3.1 議会の責務及び権限

3.1.1 議会は、議会制民主主義によりイクレイ会員を代表する。議会は、イクレイの最高意思決定機関及び監督機関である。

3.1.2 議会は、

- (a) 唯一、憲章の修正または改定を行う権限を持つ。
 - (b) イクレイ世界理事会の理事を選出する。
 - (c) イクレイの方針を決定し、イクレイ戦略計画を採択する。
 - (d) 議事として取り上げられたあらゆる事項に対処する。
-

3.2 議会の構成と任期

3.2.1 4.2.8 項に規定されるように、議会はイクレイ地域理事会に議席を持つ全理事で構成される。

3.2.2 議会は、世界事務局長による、地域理事会設置の宣言により開設される。1 もしくはそれ以上の地域理事会の設置が遅れた場合には、最低 3 分の 2 の地域理事会が設置されていれば議会は成立するものとする。

3.2.3 4.2.6 項に規定されるように、議会の任期は世界事務局長の宣言時から 3 年間である。

3.3 議会の会合

3.3.1 定例議会は 3 年ごとに行われる。

3.3.2 議会は臨時議会を招集する権限を有する。

3.4 手続き

議会では会長もしくは第一副会長が議長を務める。手続きは内規で規定する。

第 4 条 理事会

4.1 理事会

イクレイは最大 9 の地域理事会と 1 の世界理事会を設置する。

4.2 地域理事会

4.2.1 4.5.1 項に基づき、イクレイは最大 9 のイクレイ地域理事会を設置する。

4.2.2 4.3.5 項に基づき、各々の地域理事会は世界理事会に代表を 1 名指名する。

4.2.3 地域理事会は、一般においても地方組織に対しても、当該地域におけるイクレイ会員の地域代表である。

4.2.4 各々の地域理事会は、活動と関心分野についてあらかじめ定められた地位に基づき、当該地域においてイクレイを支える 3 名または 5 名の会員で構成される。そのうち 2 名を議長と副議長に選出する。

4.2.5 地域理事会の構成員は、その地域の候補者一覧から当該地域のイクレイ会員により指名される。

4.2.6 地域理事の任期は3年とする。

4.2.7 地域理事会は、いかに当該地域での戦略計画の実施を政治的に支援できるかを協議するため、地域事務局長もしくは当該地域において指名された適任者と定期的に会合する。

4.2.8 地域理事会の全構成員は議会を組織する。

4.2.9 手続きは内規で規定する。

4.3 世界理事会

4.3.1 イクレイには、1つのイクレイ世界理事会を持つ。

4.3.2 世界理事会は、一般においても世界・地方組織に対しても、全世界のイクレイ会員を代表する。

4.3.3 世界理事会は議会以外では唯一、イクレイの方針を決定する権限を持つ。

4.3.4 世界理事会には以下の権限がある。

(a) イクレイ内規を採択、改定する唯一の権限。

(b) 議会を招集する権限。

(c) 世界事務局長を任命および解任し、地域・準地域・国の事務所の設置を承認する権限。

4.3.5 各々の地域理事会は、世界理事会における最大9の地域代表の席に対し、1会員を指名する。加えて世界理事会は、世界レベルでイクレイを支援する複数の特別理事を持つ。特別理事は、世界事務局長が指名した候補者一覧からイクレイ議会により選出される。

4.3.6 イクレイ会長は世界理事会の議長を務め、第一副会長は副議長を務める。

4.3.7 世界理事の任期は3年とする。

4.4 地域理事及び世界理事の資格

4.4.1 理事は、会費の滞納がないイクレイ会員の（公選、もしくは指名された）役職者であることが望ましい。活動と関心分野に関する地位が特別な能力を必要とする場合は、他の候補者も理事に指名される資格を有する。

4.4.2 理事にはイクレイの規約（Code of Honor）に署名する義務がある。

4.4.3 任期満了に関する条項は内規で規定する。

4.5 地域代表

4.5.1 最大9の地域理事会は、内規に規定される各地域に1つずつ構成されるのが望ましい。

4.5.2 世界事務局長の提案に基づき、世界理事会は来期に設置する地域理事会の数とその地域、場合によっては準地域を決定する。

4.5.3 詳細は内規で規定する。

4.6 任期

世界及び地域理事会の理事の任期は、議会の日から次の議会までの3年間、または、理事の後任者が世界もしくは地域理事会に就任するまでの期間とする。

4.7 空席

辞任、死亡、解任により空席が生じた場合、残りの任期を務める理事は世界または地域理事会がそれぞれ指名する。任命には地域や性別も考慮に入れる。

4.8 会長、第一副会長、副会長

イクレイは、会長、第一副会長、副会長(2名)を持ち、世界理事会がその理事の中から選出する。会長、及びその不在時は副会長の1人が、イクレイを政治的に代表し、理事会及び議会の議長を務める。

4.9 会合と意思決定

世界及び地域理事会は、年次定例理事会を年に1回開催する。

また、要請があれば臨時理事会を招集することができる。

4.10 運営委員会

4.10.1 世界理事会は構成案を承認し、運営委員会 (ICLEI e.V. Board) を設置する。

4.10.2 運営委員会は、

(a) イクレイの法的処理、財政、人事を監督する。

(b) イクレイ事務所間で問題が生じた場合の仲裁をする。

附則およびイクレイ定款により世界理事会から権限を委譲される。

4.10.3 運営委員会は世界理事会が任命した理事によって構成される。

4.10.4 詳細は内規で規定する。

4.11 理事会

世界理事会は、通常の委員会・諮問機関・特別委員会を設置し、議長を任命する権限を持つ。

第5条 特別組織

5.1 組織の創設

イクレイは単独または他の組織と共同で、特別組織を創設し、それを支援または運営することができる。

5.2 活動の枠組み

理事会はこれら組織の活動の枠組みを構築する。

情報：

5.1.a イクレイは2011年5月までに以下の組織を創設し、事務局の役割を果たしている。

(a) エコモビリティのためのグローバルアライアンス

第6条 パートナー組織（協力機関）

6.1 パートナー組織（協力機関）

6.1.1 イクレイは使命と責務遂行のために、非会員のパートナー組織と協働することができる。協力関係を規定し、覚書（MOU）を以ってこれを正式なものとする。

6.1.2 イクレイは、提携パートナーや企業パートナーに対し、特別な協力関係の取り決めを有する。これらは、イクレイの使命と戦略計画の遂行に携わる会員以外の主体との包括的かつ長期的な関係である。協力関係の種類やパートナー組織の権利と義務は内規で規定する。

第7条 世界事務局長

7.1 任命

世界事務局長は世界理事会により任命される。

7.2 世界事務局長の権限

世界事務局長はイクレイの最高執行役員としてイクレイのすべての権限を行使することができる。ただし、本憲章・内規・法律で議会及び世界理事会、イクレイ会員に与えられている権限は除く。

事務局長の権限には以下が含まれる。

(a) イクレイを世界的に代表する。

(b) イクレイの責務遂行及び戦略計画と年次事業計画が確実に実施されるように、世界事務局・国際・地域・国内事務所及び代理事務所を監督する。

(c) イクレイの利益にのっとり、世界理事会の地域理事の枠に任務と地位を与える。

(d) 年間予算と事業計画を策定し、実行する。

(e) 運営プロセスと方針を確立する。

(f) 職員を任免する。

7.3 事務所

7.3.1 世界事務局長は、イクレイ国際本部として世界事務局を監督する

7.3.2 世界事務局長は、地域・準地域・国内事務所を設置し、地域・準地域・国内代表を任命し、権限を委譲することができる。

7.3.3 地域・準地域・国内事務所の設置には世界理事会の承認が必要である。

7.4 法人格

7.4.1 事務局長は、各事務所が合法的で、正当性、説明責任のある事業を運営するよう、該当国においてそれらの法人としての地位を確立する。

7.4.2 イクレイの名で法人組織を設立するには運営委員会の承認を必要とする。

7.4.3 イクレイ関連の各法人とイクレイの関係は、提携協定（Affiliate Agreement）で規定される。運営委員会がその提携関係を監督する。

7.4.4 イクレイの国際本部が所在する国が変更された場合、世界事務局長はイクレイ定款が運営委員会に割り当てられたすべての監督責任を保持するようにする。

第8条 法的条項

8.1 債務と法的責任

イクレイの会員・地域及び世界理事会の理事・職員・世界事務局長は、イクレイのいかなる負債・債務・義務に対しても個人的に責任を負うことはない。

8.2 解散と清算

イクレイの解散に関する決定には議会での3分の2の承認を必要とする。
